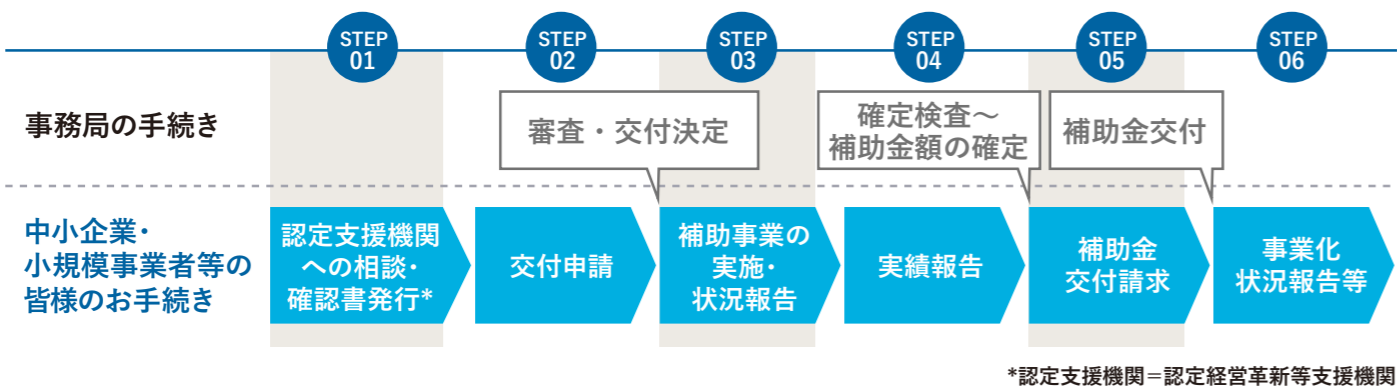
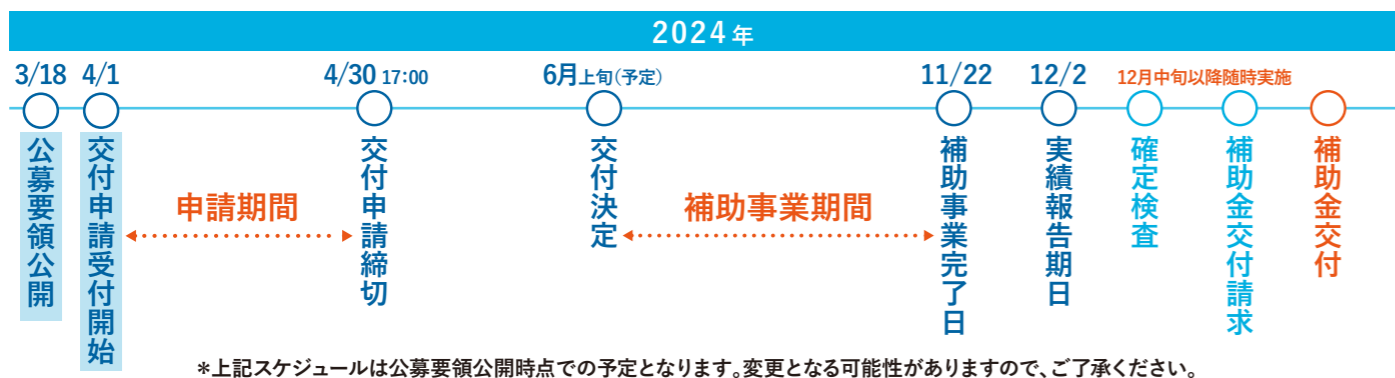


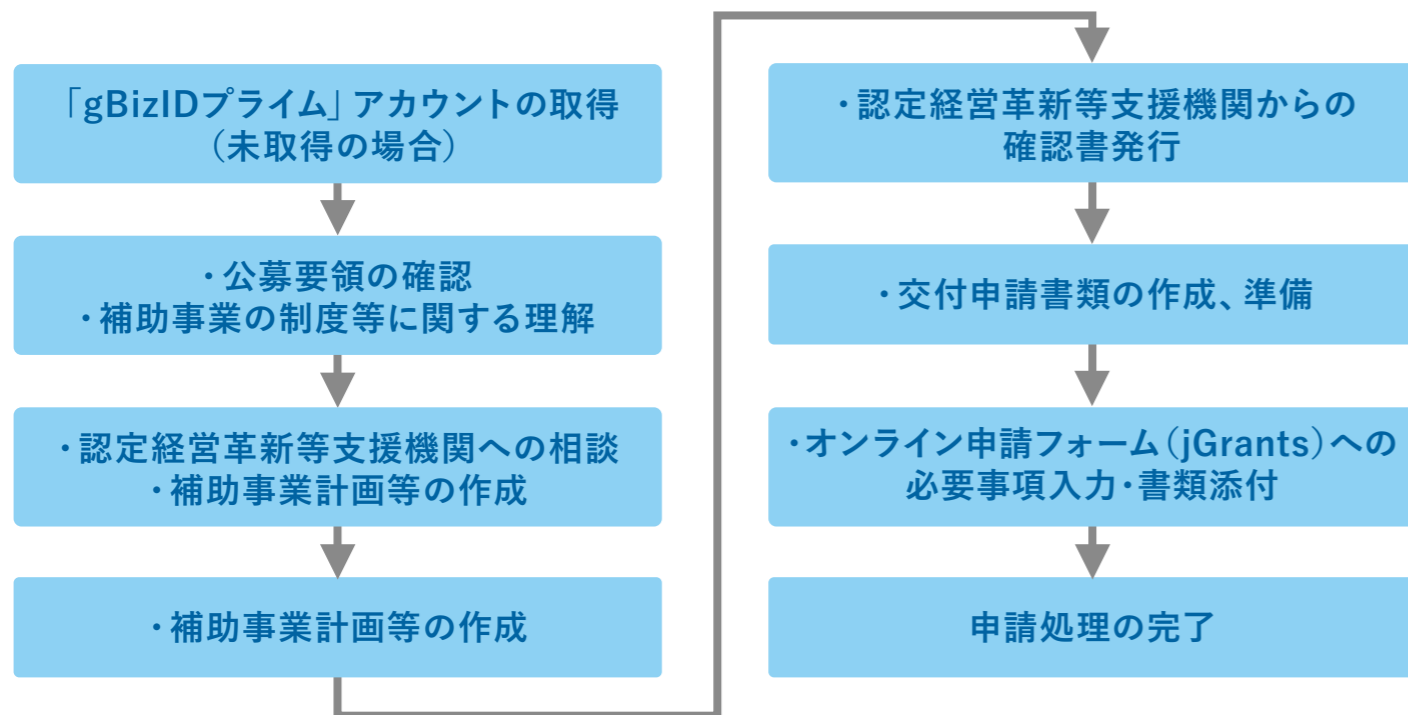
補助金交付までの流れ



9次公募 申請スケジュール



交付申請の流れ



事業承継・引継ぎ補助金Webサイト

<https://jsh.go.jp/r5h/>



お問合せ窓口(経営革新枠)

TEL:050-3000-3550

※電話受付時間 [10:00～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝日を除く)]

事業承継・事業再編・事業統合等を契機として

経営革新等に取り組む中小企業者の皆様へ

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金

経営革新枠

9次公募
のご案内

公募要領公開

2024年3月18日(月)～

交付申請受付期間

2024年4月1日(月)～
2024年4月30日(火)
17:00

Webサイト

<https://jsh.go.jp/r5h/>



事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

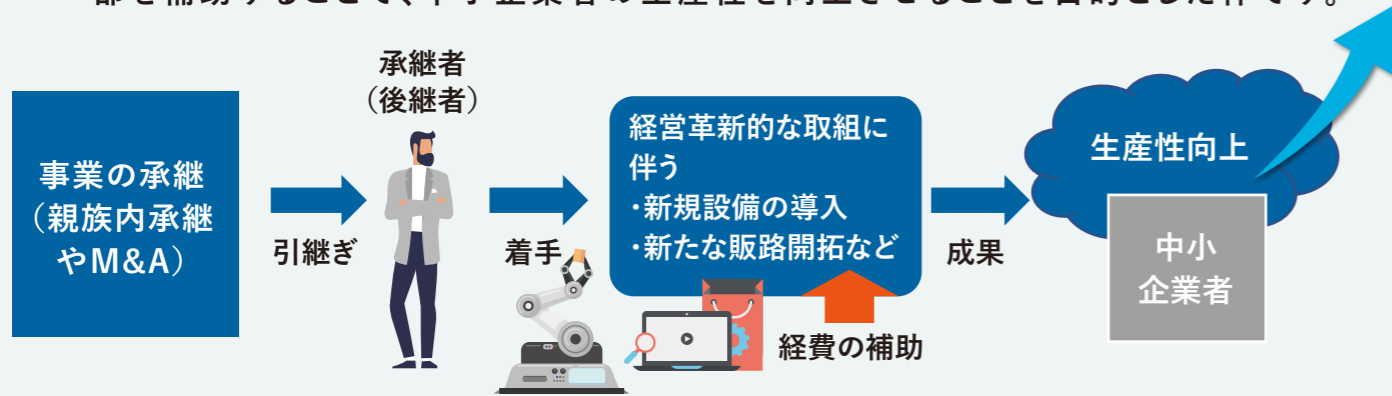


事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金事務局

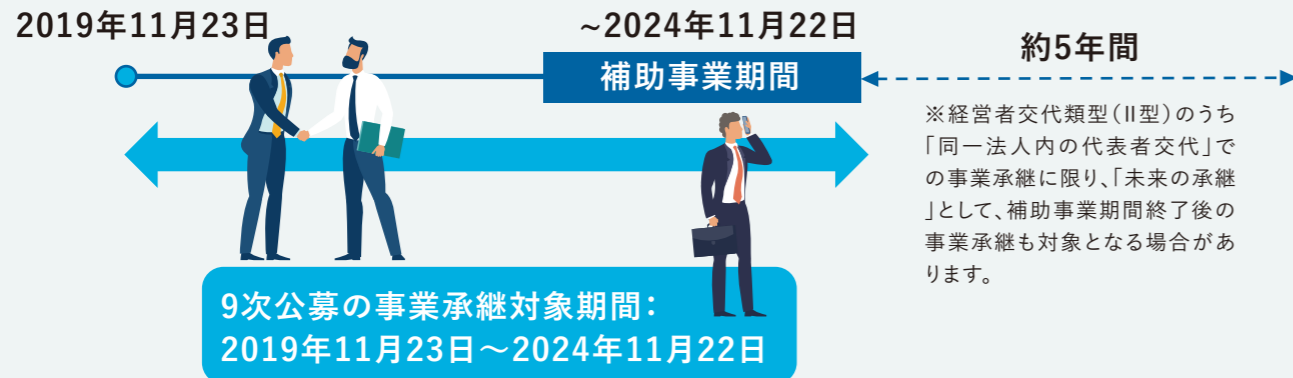
経営革新枠とはどんな枠ですか？

経営革新枠とは、事業承継やM&Aを契機として経営や事業を引き継いだ(または引き継ぐ予定である)中小企業者が、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等を行う際の費用の一部を補助することで、中小企業者の生産性を向上させることを目的とした枠です。



ポイント①：一定期間内に事業承継やM&Aによって経営資源を引き継いでいる(予定を含む)ことが条件です

経営革新枠の対象となる事業承継・M&Aは、以下の事業承継対象期間内に実施している必要があります。



ポイント②：承継の手段(種類)によって、3つの支援類型が存在します

経営革新枠では、事業承継の手段(種類)によって、「創業支援類型(I型)」、「経営者交代類型(II型)」、「M&A類型(III型)」の3つの類型にわかれます。ご自身の事業承継がどの類型に当てはまるかを確認の上、申請を実施してください。

<p>事業承継を契機に創業(開業や法人設立)を行い、経営革新等に取り組む場合</p> <p>創業支援類型(I型)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業承継対象期間内に開業または法人設立を行い事業を承継することが条件 単なるのれん分けや物品等の売買は、事業承継対象外のため注意 	<p>親族や従業員への承継によって経営を引き継ぎ、経営革新等に取り組む場合</p> <p>経営者交代類型(II型)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営している法人の代表者交代が主な対象 同一法人内の代表者交代に限り、一定要件を満たす場合は「未来の承継」も補助対象 	<p>事業再編・事業統合等のM&Aを契機として、経営革新等に取り組む場合</p> <p>M&A類型(III型)</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式譲渡や事業譲渡、株式交換等のM&Aが対象 親族内承継は対象外 株式譲渡の場合、被承継者は対象会社となる(対象会社株式を売却する株主ではないことに注意)
---	--	--

ポイント③：事業承継後に、経営革新等に取り組むことが条件です

経営革新枠では、事業承継やM&Aを通じて被承継者から譲り受けた経営資源を活用して、「経営革新」に取り組んでいただくことが補助の条件となります。さらに、その取り組みが「デジタル化」「グリーン化」「事業再構築」のいずれかに資するものである必要があります。

経営革新とは??

経営革新とは、以下の取り組み(新事業活動)のいずれかを通じて「経営の相当程度の向上を図ること」を指します。

- 新事業活動
 - ・新商品の開発または生産
 - ・新役務の開発又は提供
 - ・商品の新たな生産方式または販売方式の導入
 - ・役務の新たな提供方式の導入
 - ・技術に関する研究開発およびその成果の利用
 - ・その他の新たな事業活動

さらに、以下のいずれかを伴う事業であることが必要です

- デジタル化に資する事業
- グリーン化に資する事業
- 事業再構築に資する事業

補助事業期間を含む複数年分の事業計画を作成し、認定経営革新等支援機関の確認を仰いでください

補助対象となる経費の区分

店舗等借入費	設備費	謝金	外注費	廃業費(併用申請時)
産業財産権等関連経費	原材料費	旅費	委託費	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用
マーケティング調査費	会場借料費	広報費		

補助率・補助上限額

条件	賃上げ	補助上限額	補助率	
①小規模企業者 ②営業利益率低下 ③赤字 ④再生事業者等のいずれかに該当	実施	800万円	600万円超～800万円相当部分	1/2以内
	実施せず	600万円	～600万円相当部分	2/3以内
上記①～④該当なし	実施	800万円	1/2以内	
	実施せず	600万円		

※詳細は公募要領をご確認ください。

Point 一定の条件に該当する場合、補助額600万円以内部分の補助率が、2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

Point 補助事業期間に一定額以上の賃上げを実施する場合、補助上限額が600万円以内から800万円以内へと引き上げられます